令和3年9月定例会 総括審査会

紺野 長人委員

委員	紺野 長人
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	令和3年9月
審査会開催日	令和3年10月7日(木)



紺野長人委員

県民連合の紺野長人である。

最初に、今後のコロナワクチンの接種の取組について、保健福祉部長に聞く。

少し先の話になるが、より多くの人がワクチン接種と自然感染を繰り返しながら中和抗体だけでなく記憶免疫を獲得し、 新型コロナウイルス感染症が一般的な風邪のようになれば、コロナとうまく付き合うウィズコロナと呼べる社会に向かう ことが期待される。そのためには3回目以降のワクチン接種をよりスムーズに行うことが重要であり、対象者を年齢区分 などによって小さな集団とし、予約しやすくすることがポイントである。いずれにしても、人の移動を考えれば、より広 い区域での統一した対応が重要である。

そこで、今後の新型コロナウイルスワクチン接種における市町村支援について、県の考えを聞く。

保健福祉部長

これまで、市町村の要望や課題を聞き取り、自治体間のワクチンの融通を行ってきたほか、医療従事者の確保が困難な場合には、福島県立医科大学と連携し医師を派遣するなどの支援を行ってきた。

引き続き、ワクチン接種に関する情報収集に努めるとともに、市町村や関係機関と連携し、接種が円滑に進められるよう取り組んでいく。

紺野長人委員

続けて、宿泊療養者の健康管理について聞く。

感染拡大により自宅療養を余儀なくされる感染者が増加し、中には医療提供を受けないまま亡くなる人もいる。国は、自宅療養者へカクテル抗体の使用を認めることとしたが、投与後24時間の経過観察など医療関係者や保健所職員に新たな負担を求めようとしている。せめて宿泊療養施設での健康管理や経過観察であれば、1件1件個別に対応することもなく、また、感染者も安心して療養することができる。第6波がどうなるかは予測できないが、医療供給体制の不足を補うためにも、宿泊療養施設の継続的な確保はもちろん、感染者が安心して療養するための施設の運用も極めて重要である。

そこで、県は宿泊療養者の健康管理にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

医師や看護師が毎日健康状態を確認し、必要に応じ遠隔診療等を行った上で、薬の処方や近隣の医療機関でCT検査を 行っており、症状が悪化した際には、医療機関等と連携し速やかに入院できる体制を整えている。

引き続き、宿泊療養者が安心して療養できるよう、きめ細かな健康管理に取り組んでいく。

紺野長人委員

最後に、感染対策支援チームに職員を派遣し、県のコロナ対策に協力している医療機関への支援について聞く。

感染対策支援チームは、災害派遣医療チーム、いわゆるDMAT登録者を中心に構成され、集団感染が発生した病院、介護施設の感染対策や事業の継続を支援している。しかし、感染対策支援チームやDMATは特別に組織されたチームではなく、通常は職場の貴重な要員として働いており、人員不足による厳しい医療現場において、残された仲間や所属病院の理解があってこそ派遣に応じることができる。

そこで、県は感染対策支援チームに職員を派遣する医療機関をどのように支援しているのか。

保健福祉部長

感染者が急増する地域に各医療機関で患者を診ている職員を派遣した場合、実費相当の派遣経費に加え協力金を支給しているところである。

引き続き、感染拡大防止を図るため、職員の派遣に協力してもらえるよう医療機関を支援していく。

紺野長人委員

次に、行政需要の変化に応じた人員の確保について総務部長に質問する。

県は今、東日本大震災からの復興に加え、コロナ対応に当たる医療従事者や頻発する自然災害に対応する土木技師、豚熱対策に当たる獣医師など行政需要に応じた人員の確保が求められている。定年制度の延長により新規採用の機会が減ることも併せて考えると、職場ごとの定員数に固執していたのでは県民が求める行政サービスから離れていくことになる。そこで、行政需要の変化に応じた人員の確保について、県の考えを聞く。

総務部長

震災以降増加する行政需要に対応するため、正規職員や任期付職員の採用をはじめ、他県等応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員の確保に努めてきた。

今後とも、復興・創生の進展や新型感染症への対応等も含めた行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めていく。

紺野長人委員

引き続き、定年延長制度について質問する。

職員は、60歳が近づくにつれ年金や退職金、さらにはローンなど、様々に悩みながら老後の生活設計を組み立てている ため、職員に対しては定年延長制度の内容をできるだけ早く示すべきである。また、職員団体との話合いにより、現場の 職員でなければ気がつかないような定年延長に伴う問題点の洗い出しも大切になってくる。

そこで、県は職員の定年延長をどのように進めていくのか。

総務部長

定年延長については、少子高齢化の進展等を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が活躍できるよう、 今般、地方公務員法が改正されたところである。今後、条例参考例や運用上の留意事項等の詳細が国から示される予定で あるため、国の動向等を注視し、本県の現状を踏まえながら、令和5年4月からの円滑な制度導入に向け適切に取り組ん でいく。

紺野長人委員

引き続き、獣医師の確保と処遇改善について質問する。先ほどの佐々木委員の質問とも重なるが、合わせ技一本で、より踏み込んだ答弁をよろしく願う。

現在、本県の獣医師はウイルス感染による豚熱対策に必死に取り組んでいる。生ワクチンの投与により、100%近い確率で豚にウイルスに対する中和抗体が産生されるとのことだが、野生イノシシからの感染を確実に予防するためには、生後できるだけ早い時期にワクチンを投与しなければならず、養豚農家への出張回数が大幅に増加しているとのことである。本県は、原発事故の関係で野生イノシシが増加しており、さらには現在発生している豚熱ウイルスは致死率が低く、感染

したイノシシが長期に活動するため、終わりのない取組になると言われている。県は獣医師の初任給の引上げにより新規 採用者を1人でも多く確保しようとしてきているが、この初任給調整手当は段階的に支給額が引き下げられ、採用16年目 で支給停止となるため、貴重な人材の流出につながる制度となっている。

そこで、県職員獣医師に支給する初任給調整手当の段階的引下げを廃止すべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

県職員獣医師については、採用が困難な職などに措置する初任給調整手当を本年4月に引き上げるなど、獣医師確保に向けた処遇改善に努めてきたところであり、今後も国や他の都道府県の動向、経済社会情勢、本県財政の状況など、諸情勢を総合的に勘案した上で適切に対処していきたいと考えている。

紺野長人委員

獣医師確保について、もう1点聞く。

県は、全国の獣医学生に本県で働く魅力を発信しているとのことだが、動物病院などでは、かわいいペットを相手にはるかに高い収入を得られるため、それを上回る魅力を発信することは容易ではない。人事委員会制度がある中で処遇を改善するためには、業務の専門性や困難性に応じて給与を調整する仕組みをフルに活用するしかないが、現在はこの調整が不十分なため、昇給停止となる55歳のときの獣医師の給与は、一般的な行政職員とようやく肩を並べる程度となっている。そこで、県職員獣医師の処遇改善を図るため、給料の調整額を引き上げるべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

給料の調整額については、職務の複雑性、困難性などが他の職員と比較して著しく特殊であると認められる職員に対し、 給料の一部として措置するものであり、今後も関係部局と連携し、他の都道府県との均衡などを考慮しながら、必要に応 じて適切な措置を講じていく考えである。

紺野長人委員

最後に、医療従事者の確保に向けた処遇改善について質問する。

病床の機能分化で看護師の配置基準を引き下げ、安上がりの医療にしてきたことが、コロナ病床を確保しても人員不足で空床のままとなっている原因である。本県の医療職場を見ると、医療従事者は行政職と比べ管理職のポストが極端に少なくなっている。そのため、役職に応じて給与を決定する仕組みだけでは、経験年数に応じて責任が重くなるにもかかわらず、賃金がそれに追いつかない状況となっている。

また、給料表の構造に欠点があり、同じ格付の行政職職員と比較しても3万円以上も安く抑えられている。国は、定年延長者の賃金を60歳以上の7割程度にまで抑えるとしているが、医療職職員は60歳を過ぎても職場における責任は何も変わらない。3割も賃金を削減すれば早期退職者が増え、医療職場の人員不足はさらに深刻になる。

そこで、県で働く医療従事者の確保に向け、給与水準を引き上げるべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

県職員医療従事者の給与水準については、県人事委員会勧告や、国や他の都道府県の制度改正の動きなどを注視しなが ら、適正な給与水準を確保していきたいと考えている。

紺野長人委員

医療費増大により国を滅ぼすという医療費亡国論の発表以降、医師や看護師を中心に医療供給体制を抑えてきたことが、 医療の逼迫という形でコロナ危機をより深刻にしている。政策と財政は一体である。財政当局を掌握する総務部長が福祉型の県政にかじを切らない限り、コロナも含めて県民の医療は守れないことを述べ、部長への質問を終わる。

次に、土砂災害につながる危険な盛土を規制する県の条例制定について、生活環境部長に聞く。

豪雨災害が頻発する中、今年7月の静岡県熱海市における盛土崩落による土砂災害は、多くの住民の命を奪った。県は、 県内673か所の盛土の点検を開始したとのことだが、今後は排水設備や防護壁など、適正な安全確保がなされているかを 調査し、施工者に対する指導や、場合によっては改善命令も必要になる。 しかし、盛土を規制する法整備が不十分なことから、強制力や罰則の適用が困難な側面があると聞いている。まさか建 設業界に忖度してきた結果ではないとは思うが、国が法律を整備しない中で、47都道府県中24都府県は、盛土崩落による 災害から住民の命と暮らしを守るための条例を制定している。

そこで、盛土の安全対策に関する条例制定が必要と思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

静岡県熱海市の土石流災害を受け、現在、国、市町村と連携し、県内の土砂災害警戒区域などで、過去20年程度の間に 行われたと想定される盛土を対象に点検を行っている。今後、その点検結果を踏まえ、盛土に関する規制の在り方につい て、関係部局と連携し検討していく。

紺野長人委員

国、県、市町村は、法律や条例に基づいて様々な行政を進めるため、何もない中で規制することは大変厳しいと思う。 今後、条例制定についてぜひ検討願う。

次に、国の法整備について、静岡県は盛土に関する条例はあったものの、法による厳格な規制がないために熱海市の重 大な事故を招いたのではないかと言われている。

そこで、盛土を規制し、国民の安全を確保するための法整備を国に要請すべきと思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

全国知事会を通じ、熱海市で発生した土砂災害の原因究明と再発防止策の徹底を求めるとともに、建設残土について、 法制化による全国統一の基準、規制を設けるよう国に対し要望を行っている。

今後も国の動向を注視しながら、全国知事会と連携し対応していく。

紺野長人委員

よろしく願う。なお、午前中、同会派の宗方委員から残土の有効活用について質問があったが、決して意見が対立しているわけではないため、誤解のないようよろしく願う。以上で生活環境部長への質問を終わる。

最後に、コロナ禍での高校生への経済的支援について、教育長に質問する。

貧困による教育格差が深刻な社会問題となる中、全ての子供の教育を受ける権利を保障しているのが、各種の奨学金制度である。しかし、多くの若者が就職後も奨学金の返済に苦しんでおり、貧困のおりの中に閉じ込められたまま働いているのが現実だと思う。こうした若者のことを思うと、格差拡大という資本主義の矛盾を是正する政治のために、私たちは努力を惜しんではならないと改めて意識させられる。

特にコロナ禍においては、非正規雇用者が職を失うなど、家計は大きな影響を受けている。その中で、高校生が経済的 理由により学業を断念することがないよう教育費の負担を軽減するには、返済の必要がない奨学給付金の拡充が重要であ る。

そこで、県教育委員会はコロナ禍で経済的に困窮する家庭の高校生を対象とした奨学給付金事業にどのように取り組んでいるのか。

教育長

高校生対象の奨学給付金事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度から、保護者の失職などにより家計が急変した世帯を新たに給付対象に加え、入学時の負担が大きい新入生には一部を前倒しして給付している。

引き続き、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある高校生が安心して教育を受けることができるよう支援していく。 紺野長人委員

教育長への質問は以上だが、一言だけ述べる。

日本は資本主義社会であるため、あらゆる物とサービスを商品化し、金もうけの材料にしようとする。そのため、人が 人らしく生きるために必要な医療や介護、教育に経済的理由でアクセスできない人が増え続けてしまう。教育は、私たち 大人が子供たちに未来を託す希望でもある。教育長には、ぜひとも財政当局とぶつかり合ってでも福祉的な教育予算の拡充のために頑張ってほしい。

以上で私の質問を終わる。